

写

30 消安第 4661 号  
平成 30 年 12 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始、春節等に向けたアフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

アフリカ豚コレラ等に関する防疫対策については、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）等により実施するほか、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4082 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 第 1 項の飼養衛生管理基準をいう。）の遵守状況の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

特に、アフリカ豚コレラについては、本年 8 月に中国においてアジアで初となる発生が確認され、その後も発生は継続し、中国の広い地域で本病が確認されています。また、我が国の水際においても中国からの旅客が携帯品として持ち込んだ豚肉製品（輸入禁止品）3 点からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出されています。さらに、口蹄疫については、我が国では平成 22 年の宮崎県における事例以降確認されておりませんが、中国や韓国をはじめとした近隣諸国においては本年も散発的に発生が確認されています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10 月までに約 2,610 万人に達しており、間もなく 3,000 万人を突破する見込みです。今後、年末年始及び春節（中国では平成 31 年 2 月 5 日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることから、我が国へのアフリカ豚コレラ、口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

つきましては、アフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する情報の共有を通じ、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、下記の事項に留意の上、アフリカ豚コレラ、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

## 記

### 1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導

牛、豚等の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守のため、適切に指導すること。特に、豚等の飼養農場に対しては、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成30年12月20日付け30消安第4654号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、遵守状況の確認及び指導を徹底すること。

### 2. 畜産関係者の海外渡航の自粛及び渡航する場合の留意事項について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、やむを得ず口蹄疫等が発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

イ 動物との不用意な接触は避けること。

ウ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

エ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

#### (2) 帰国後の留意事項

ア 帰国後一週間は、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

イ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

### 3. 緊急連絡体制の確保及び周知について

休日、年末年始においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制を確保するとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、獣医師等に周知すること。併せて、連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図れるよう、関係機関・団体との間の緊急連絡体制を確認すること。